

## 損保1（問題）

問題1. 次の設問に解答せよ。〔解答は解答用紙の所定の欄に記入すること〕（35点）

（1）保険業の定義に関し、次の空欄①～②を適当な語句で埋めよ。

平成17年4月に保険業法を改正する法律が成立したことにより、根拠法のない共済に対しては基本的に保険業法の規定が適用されることとなり、これらの共済については、保険業の免許を得るか、①の②を行うことが必要となる。

ただし、①は一定の条件を満たす小規模事業者に限られる。

（2）損害保険業免許で引受けを行うことができる保険に関し、次の空欄を適当な語句で埋めよ。

保険業法第3条第4項第2号二に規定する疾病・傷害等に類する事由とは、出産及びこれを原因とする人の状態、老衰を直接の原因とする常時の介護を要する身体の状態、及びこれを原因とする人の状態である。

（3）損害保険業の特色に関し、次の空欄①～⑥を適当な語句で埋めよ。

保険期間が比較的短期間であり、保険事故発生頻度の異なる多種多様な危険を対象とし、損害額の大きささえも偶然性に依存する損害保険においては、損害額を正確に予測することは容易でなく、事業収支は必ずしも安定的なものではない。したがって、料率や収支面に関し次のような対応を図ることが必要不可欠となる。

イ. 過去の統計に対し数理的分析を行うことで、損害額の的確な予測を行う。

ロ. 常に収支状況を把握し、定期的に料率を検証するなど必要な見直しを行う。

ハ. 決算時において、①および②を適正に評価し、これらを留保する。

ニ. ③が機能しやすい引受技法を用いる。

ホ. 支払不能に陥らないよう、支払余力（ソルベンシーマージン）を確保する。

上記からも損害保険業における特質がうかがえるが、とくにハ. の①および②はその最たるものの一つである。この①および②の額を適正に評価することにより当該事業年度の真の収支が正確に把握できるとともに、これらを留保することにより、支払責任が完了していない多数の保有契約に対して将来負担すべき保険責任に備えることができるのである。

また、ニ. については、できる限り④なりリスクを数多く集めたり、保険金額の⑤を抑えるといった元受契約時における技法に加え、再保険という保険業独特の手段が有効である。再保険の目的は、一義的には、保険責任の全部または一部をあらかじめ他の保険者に移転しておくことにより危険の⑥を図ることにあるが、さらに、多数の保険者との間で再保険交換を行うことにより保有するリスク集団を拡大させ、危険の⑥と同時に③を有効に機能させる効果がある。そして、このことは同時に、ホ. の事前的対応策の役割も果たしているのである。

（4）再保険に関するリスク管理に関し、次の空欄①～⑤を適当な語句で埋めよ。

「保険会社向けの総合的な監督指針」（平成17年8月）には、保有・出再に関するリスク管理上の留意点の一つとして、次のように規定されている。

保有・出再政策には、引受リスクの特性に応じた①単位及び②単位の③、④、⑤に関する基準が含まれているか。

(5) 損害保険料率算出団体に関する内閣府令における基準料率の適合性審査要件に関し、次の空欄①～⑥を適当な語句で埋めよ。

料率団体より金融庁へ届出のあった基準料率が料率の三原則に適合するかどうかの審査は、次に掲げる要件を満たすかどうかによって行われる。

1. 合理的であるかについて

イ. 基準料率の算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、算出を行う保険の種類及び担保する危険に照らし、があり、かつ、精度の高い十分な量のものであること

ロ. 基準料率の算出が、に基づく科学的方法によるものであること

2. 妥当であるかについて

保険契約を申し込もうとする者にとってが可能な水準であるとともに、基準料率に係る範囲料率を使用する会員のをする水準であること

3. 不当に差別的でないかについて

基準料率に係る危険の区分及び当該基準料率の水準が、当該危険の区分の間の実態的なの格差並びに保険の引受けに伴い支出すると見込まれる費用の格差に基づき適切に設定されていること

(6) 疾病保険の保険料算出および商品設計にあたり留意すべき事項に関し、次の空欄①～⑤を適当な語句で埋めよ。

保険期間が5年、10年といった有期契約の場合には、更新時にで自動的に契約が更新される自動更新条項が付されているのが一般的である。この自動更新条項が付されている場合には、更新時にの見直しは可能であるものの、更新契約のは行えないことから、自動更新条項が付されていない場合と比べてある程度安全サイドに立った料率適用が必要となる。

また、保険期間が長期になるほど、様々な要因による将来の収益悪化に備えることが必要であり、商品面では事後的に保険料を調整する制度や制度を導入するなどの工夫を検討することが必要となる。

(7) 平成10年大蔵省告示第232号に則って、地震、風災、水災の一般的なリスクモデルについて整理した下表の空欄①～⑥を適当な語句で埋めよ。

	地震	風災（台風）	水災（外水氾濫）
すべての保険事故の ・発生場所 ・強度 を工学的に評価	・震源域 ・ <input type="text" value="①"/>	・経路 ・中心気圧	・河川流域 ・降雨量
保険事故により発生 する現象を工学的に 評価	<input type="text" value="②"/>	<input type="text" value="③"/>	<input type="text" value="④"/>
発生現象と <input type="text" value="⑤"/> との関係を属性を考慮 して工学的に評価	<input type="text" value="⑥"/> 、用途、 建築年、階数等	<input type="text" value="⑥"/> 、用途、 建築年、屋根、 開口部等	<input type="text" value="⑥"/> 、用途、 階数等

(8) 純保険料の算定に関し、次の空欄①～⑦を適当な語句または数式で埋めよ。

純保険料は「保険金の期待値＋

一方、保険負債を期待現在価値のみで評価すると期待値を超える保険金支払に対応できなくなるため、将来キャッシュフローに含まれる

したがって、純保険料の算定におけるは、保険負債の時価の算定における

$H(X)$ を  $H(X) = \frac{E(X \exp(\delta X))}{E(\exp(\delta X))}$  として計算するものであり、パラメータ  $\delta$  の推定が重要である。

今、 $\mu$  をリスク資産の期待収益率、 $\sigma$  をその標準偏差、 $r$  をリスクフリーレートとする。このとき、 $\delta = \frac{\mu - r}{\sigma^2}$  の場合のエッシャー変換をリスク中立エッシャー変換と呼ぶ。

ここで、リスクの市場価格  $k = \frac{\mu - r}{\sigma}$  を用いると、 $\exp(\delta \sigma^2) = \text{$  であるので、保険金対数正規分布に従うとすれば、負債の時価評価額 =  =  となる。つまり、パラメータ  $\delta$  は、リスクの市場価格  $k$  とリスク資産の標準偏差  $\sigma$  から、 =  を満たすように決定すれば良いことになる。ただし、現実的には保険負債が売買されるようなマーケットが少ないため、パラメータ  $\delta$  の決定にあたっては慎重な取扱いが必要である。

問題2. 次の設問に解答せよ。〔解答は解答用紙の所定の欄に記入すること〕（8点×5）

- (1) 第三分野保険商品における基礎率変更に関する主な問題点を4点挙げ、それらへの考えられる対応について簡潔に説明せよ。
- (2) 総付保台数10台以上の自動車保険契約について特約自由方式により特約を新設または変更する場合における特約内容に関する留意点について、「保険会社向けの総合的な監督指針」（平成17年8月）に則って簡潔に説明せよ。
- (3) 生命再保険を責任準備金の取扱いにより三つの再保険方式に分類し、それぞれについて簡潔に説明せよ。
- (4) 損害保険契約者保護機構の主な三つの業務、および破綻保険会社の損害保険契約者等に対する現行の補償制度について、簡潔に説明せよ。
- (5) 大型ハリケーン等海外の自然災害によって国内保険会社が被りうる保険損害について簡潔に説明し、この種のリスクを引受けるに際し保険引受関連リスク管理上、最も留意すべき事項について簡潔に説明せよ。

問題3. 次の設問に解答せよ。（25点）

損害保険会社として会社全体のリスク量をコントロールしつつ利益を最大化する観点から、商品・料率政策、引受政策等のあり方について、所見を述べよ

以上

問題 1.

(1)

①	少額短期保険業者
②	登録

(2)

骨髓の提供
-------

(3)

①	支払備金
②	責任準備金
③	大数の法則
④	均質
⑤	ばらつき
⑥	分散

(4)

①	一危険
②	集積危険
③	保有限度額
④	出再先の健全性
⑤	一再保険者への集中の管理

(5)

①	客観性
②	保険数理
③	保険契約の締結
④	業務の健全性
⑤	維持
⑥	危険

(6)

①	無告知
②	料率
③	引受けの謝絶
④	無事故戻し
⑤	健康祝い金等を給付する

(7)

①	マグニチュード
②	地表最大速度
③	最大瞬間風速
④	最大浸水深
⑤	脆弱性
⑥	建物構造

(8)

①	リスクマージン (安全割増)
②	リスクと不確実性
③	$\exp(k\sigma)$
④	$\exp(\delta\sigma^2)E(X)$
⑤	$\exp(k\sigma)E(X)$
⑥	$\delta\sigma^2$
⑦	$k\sigma$

問題 2.

(1)

イ. 問題点
・ 保険契約者へ保険料率の可変性の周知徹底が十分に図られるかという問題
・ 保険料の引上げに伴って健康な人が解約し、リスクの高い者のみが保険契約を継続し続けるといういわゆるリスクの濃縮問題
・ リスク濃縮が保険料の引上げ幅を拡大させ、さらなる健康な人の解約を生じ、その結果としてさらにリスクが濃縮するというクローズドブロック問題
・ 安い保険料で契約を締結し、後に保険料を大幅に引き上げるというモラルハザードの問題
ロ. 対応策
このような問題に対しては、リニューアブルタイプの保険商品といっても、例えば、保険料率を見直す場合に一定の上限を設けることにより、リスク濃縮やモラルハザードを一定程度抑制することが可能であり、また、上限を設けることによる不足財源はそのリスクに備えたもの、例えば、危険準備金の取崩しによって対応することも考えられる。

(2)

イ. 新設又は変更後の保険契約の内容が、次に掲げる要件を満たす範囲内で行われるものであるかどうか。
・ 保険契約者が所有する自動車を対象とする契約
・ 車両損害以外にあっては、保険契約者が使用する自動車について自らを被保険者とする契約
・ 料率審査日が同一で、責任期間を1年以上とする自動車の合計台数が10台以上ある契約
ロ. 保険金の支払事由を変更する場合には、対人賠償責任保険につき担保範囲の縮小、新たな免責の設定など、対人賠償責任保険の被害者救済機能に関して、被害者・被保険者の不利益となる変更ができるようなものでないこと。
ハ. 契約手続に関する特約において、保険を付すべき自動車についての付保漏れや、付保した自動車についての保険料の徴収漏れが生じるような変更ができるようなものでないこと。また、事故発生時に事故車両の付保確認に支障が生じるような変更ができるようなものでないこと。
ニ. 保険事故発生後の事故通知手続・保険金請求手続等に関する特約において、被害者・被保険者の不利益となるような変更ができるようなものでないこと。

問題 2.

(3)

イ. 危険保険料式再保険

死亡危険を中心とした保険給付を再保険の対象とし、元受保険金額から当該契約にかかわる責任準備金を差し引いた金額をベースとして保有・出再額が決定される再保険方式。責任準備金に相当する部分は出再されないため、出再者から受再者への大きな資産の移転はない。また、事務処理負担は相対的に小さい。

ロ. 共同保険式再保険

受再者が元受契約の条件と全く同じ内容 (as original) で再保険責任を負う方式。したがって、この方式では、受再者は死差損益リスクのみならず、費差損益リスク、利差損益リスク等についても負担することになる。

ハ. 修正共同保険式再保険

共同保険式再保険における受再者の利差損益リスクを除去した方式。出再者が保険料積立金に相当する金額を留保し、その運用についての責任も負担することにより、受再者には運用リスクを転嫁しないといった方法がとられる。

(4)

イ. 損害保険契約者保護機構の主な三つの業務

- ・救済保険会社に対する資金の援助
- ・破綻保険会社に係る保険契約の引受け、その保険契約の管理
- ・負担金（保険契約者保護資金）の収納と管理

ロ. 損害保険契約者等に対する補償制度

- ・保険種類と補償割合は以下の通り。

保険種類	補償割合
自賠償保険、地震保険	100%
自動車保険、火災保険 <sup>(注)</sup> 、傷害・疾病・介護に関する保険	90%
上記以外の保険	0%

(注) 火災保険については、契約者が個人または中小企業基本法に定める「小規模事業者」である場合に限り補償対象となる。

- ・保険契約者が破綻後に受け取る解約返れい金や積立保険の満期返れい金も、原則として上記の補償割合で保護されるが、過去に高い予定利率が付されていた積立保険や介護費用保険については、破綻時の市中金利を参考に予定利率を見直すこともある。予定利率を引き下げた場合には、契約者の満期返れい金の受取額は、契約時の金額に補償割合を乗じた額よりも小さくなる。

(補足) 本制度は 2006 年 4 月に大幅に変更されたが、上記回答は試験日現在 (2005 年 12 月) の制度によるものである。

問題 2.

(5)

イ. 被りうる主な保険損害 (発生対象契約)
・元受契約、受再契約
・保険種目は財物保険、利益保険、船舶保険、貨物保険、海外旅行傷害保険等
・本支店引受契約、子会社引受契約 (グループ単位で考える。)
(発生地域は北米、欧州、アジア等)
ロ. 保険引受リスク管理上、最も留意すべき点
適切なリスク管理を行うためには上記全ての契約を「個々の会社」および「グループ単位」で横断的に統合管理すべきであることに留意する必要がある。
具体的には、上記全ての契約の内、技術的に可能な最大限の契約を対象として、自然災害リスクモデルによって算出した一定確率における推定保険金等に基づき、自然災害リスクの地域による分散効果を考慮した上で、「個々の会社」だけではなく「グループ単位」で引受方針、保有・出再政策の立案・管理等を行っていくことが考えられる。



### 問題3.

#### 1. 何故リスクを意識する必要があるか

損害保険会社は多種多様な保険種目・商品を扱っており、それぞれリスク特性や収益性も様々である。例えば傷害保険のように、比較的収支が安定しているものもあれば、火災保険においては、平年時の損害率は低いものの、大規模自然災害が多発した場合には、大きな損失が発生する。

どの事業分野・保険種目から、どの程度のリスクを取り、また、どの程度のリターンを狙うのかは、まさに会社経営そのものである。損害保険会社の場合には、事業運営に伴うリスクが総じて他の業界に比べて大きく、会社の命運はリスクテイクの方針によって決まるといっても過言ではない。

留意しなければならないのは、商品政策・引受政策などの個別政策を論じるにあたっては、企業全体のリスク管理とは無関係ではいられないということである。

従来のリスク管理は個別案件単位、事業部門単位に行うのが一般的であったが、リスク管理を企業活動全体と結びつけることの必要性が強調される中、リスクと収益のコントロールを企業の内部統制の一部として捉えたCOSO ERMフレームワークが2004年に公表されている。

ERM (Enterprise Risk Management) の観点から、商品毎のリスク量の把握のみならず、会社全体として許容するリスク量をきちんと把握し、目標リターンを設定したうえで、保険引受におけるリスクテイクの方針を決定していく必要がある。

#### 2. リスクと資本の現状を把握する

##### (1) リスクキャピタルの把握

まずは、自社の財務状況から考えて、どの程度の損失に耐えうるのかを把握する必要がある。損害保険会社の場合、損失のバッファーとなりうるのは財務上の自己資本、異常危険準備金、価格変動準備金などが考えられるが、これらの金額を全て費消してしまえば、実質的に事業の継続が不可能になる。

そこで、上記金額から事業継続に最低限必要な資本(最低維持資本)を控除した額をもって、会社として取りうるリスク量(=リスクキャピタル)とする考え方もある。

##### (2) 保有リスクの把握

損害保険会社は、保険引受リスク、資産運用リスク、オペレーショナルリスクなど様々なリスクを抱えており、これらのリスクが顕在化した場合の会社全体の損失額がどの程度に達するのかを把握する必要がある。以下、測定手法の一例を示す。

- ・事故頻度、損傷率、株価など、損失額に大きな影響を与える因子(以下パラメーターという)を選択する。
- ・パラメーター単位に、過去のトレンドに基づいて楽観シナリオから悲観シナリオまで、複数の将来シナリオを描く。確率モデルに基づいているため、それぞれのシナリオは出現頻度(確率)が異なる。
- ・会社全体としての損失シナリオは、パラメーター・シナリオの組み合わせによって決まる。モンテカルロ・シミュレーションでは、乱数を用いてパラメーター・シナリオの出現頻度を加味した何万通り、何十万通りといった損失シナリオが作られる。
- ・なお、自然災害のように過去のデータが十分ではない、あるいは過去のデータを用いた予測に馴染まないリスクについては、工学的事故発生モデルなどを用いて別途損失シナリオを把握しておく。また、定量化に馴染まないリスクも、何等かの方法で織り込む。
- ・ワーストX%(例:1%)のシナリオによる損失額をもって、『予め見積もるべき最大損失額=保有リスク量』とする。

上記はVaRによるリスク量の把握の一例であるが、保険引受リスク、一部の市場性リスクについては、裾野が幅広い確率分布となる場合があり、このような場合には、Tail-VaR（信頼水準超過損失額の平均値）を用いる方が適切であろう。

### 3. 保有リスクは体力に見合っているか

以上の手続きを経れば、リスクキャピタル（資本）が保有リスク量に対して不足か余剰かを判断できる。

#### (1) 資本不足の場合（リスクキャピタル<保有リスク量）

まず、キャピタルがリスクに対して不足している場合であるが、短期的な対応と長期的な対応に分けると以下のとおりである。

短期的な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>再保険政策の見直しによる正味保有額の最適化（特に自然災害リスク）</li> <li>元受段階における特定リスクの不担保化、引受限度額の見直し（地震負担など）</li> <li>政策株式等、リスク性資産の売却・圧縮</li> <li>増資、社債発行等、資本調達</li> </ul>
長期的な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスクマージンを料率に織り込んだうえで、異常危険準備金を厚く積むなど、長期的な資本の充実を図る。</li> <li>事業費圧縮による会社全体の収益力強化</li> <li>配当政策の見直しによる内部留保の充実</li> </ul>

#### (2) 資本超過の場合（リスクキャピタル>保有リスク量）

逆に、キャピタルがリスクを超過している場合は、資本を十分に生かし切れていないことを意味する。このような会社の場合、保有額の引き上げや海外・新規事業への進出など、リスクテイクを活発化する、あるいはリスク・リターン効率の面から魅力的な投資先がない場合には、自社株消却を行うことによって、株主から見た資本効率を追求することが考えられる。

### 4. リスクキャピタルの部門別配賦

次に、事業部門単位の管理を行うために、保険引受部門（さらに細かく家計分野、企業分野といった区分も考えられる）、資産運用部門など、事業部門単位にリスクキャピタルを適切に配賦する手続きが必要になる。各事業部門では、配賦されたリスクキャピタルの範囲内で適切なリスクテイクを行い、資本効率の向上に努めることが求められる。

リスクキャピタルの配賦にあたっては、事業部門間のリスク分散効果の取り扱いが問題となる。事業部門別のリスクキャピタルを単純合計したものが会社全体のリスクキャピタルになるような配賦方法は保守的であるが、それぞれの事業部門におけるリスクテイクが限定されてしまい、非効率との考え方もあろう。

リスク分散効果を考慮に入れたリスクキャピタルの配賦方法としては、当該事業部門が会社に加わることによって追加的に必要となる資本を基準とする方法や、資本財源を保有することに伴うコストの公平な配分方法を基準とする方法など、多種多様な方法が提唱されている。

### 5. 資本効率の向上に向けて

#### (1) リスク・リターン指標の選択

主要損害保険会社では、経営目標としてROE（もしくはそれを修正した指標）を掲げ、様々な収益力強化策、資本効率向上策に取り組んでいる。目標値としてROEを採用しているのは、開示を前提とした比較的馴染みやすい指標であるためと考えられる。

一方、統合リスク管理においては、RAPM（リスク調整後業績指標）といわれる指標が重要である。RAPMを「リスク調整後の投下資本に対するリターン」と解釈すれば、RORAC、RAROC、RARORACなどの指標がRAPMに該当する。

保険引受部門、資産運用部門、その他部門など、事業部門単位に上記指標の目標値を設定す

るには、先程述べた、リスクキャピタルの部門別配賦が必要となる。分母のリスクキャピタルは、その部門において取りうるリスク量の上限であるから、このリスクの範囲内で様々な戦略を講じることによって、分子（利益指標）の拡大を目指すことになる。

#### (2) 保険種目・商品別のリスク・リターンの把握

次に、商品・引受政策を論じるには、保険種目もしくは引受リスク単位に効率性を把握することが求められる。

これにより、どの保険種目・担保リスクが保険引受事業の効率性を阻害しているのか、また、効率性を高めるためには、限られた人的・物的リソース（資源）を、どの保険種目に重点的に投下すべきか、料率を引き下げることによってその保険種目を拡大すると判断した場合、その引き下げ幅はどの程度であれば許容できるのか、などの判断が容易となる。

なお、保険引受部門全体の目標値としてRAPMを採用したとしても、保険種目単位・担保リスク単位といった、より細分化された区分となると、分母のリスクキャピタルの算定は益々難しいものになる。そこで、リスクキャピタルの代わりにリスク量（VaRなど）を用いる方法などが考えられるが、現在のところスキームとして確立されたものはなく、アクチュアリーが期待される分野である。

#### (3) 保険種目・商品単位の選別は可能か

資本効率を高めるために、リスク・リターン効率の低い保険種目・商品から撤退するという考え方がある。しかしながら、ある保険種目から撤退すると言っても、その保険種目に必要とされる人的・物的リソースについては、大規模なリストラを行わない限り、即座に破棄できるわけではない。

また、効率の悪い保険種目から撤退することが、他の保険種目の縮小・撤退につながる場合もある。企業分野においては、火災保険や賠償責任保険、海上保険、団体傷害保険など、一企業に対して包括的な保険提供を行っているのが実情であり、例えば、賠償責任保険のみから撤退することは、企業分野全体からの撤退につながることも想定される。

「特定保険種目・商品への集中化リスク」を回避する観点からも、多様なリスク特性を持つ保険種目・商品を扱うことは必要なことであろう。

このように資本効率のみの観点から保険種目・担保リスクを取捨選択することは難しい面も多い。今日的に見れば、一般に自然災害担保のウェイトが大きい保険種目はリスクが大きい割にリターンは小さいが、仮に、火災保険を自然災害不担保とした場合、結果的にその商品が消費者のニーズに合わなければ、消費者は必要な保険を購入できなくなることも想定される。このような事態に陥ることは、特に家計分野の商品については損害保険の社会性・公共性に鑑みると容認できるものではないだろう。

ただし過去に発売した商品のうち、マーケットが限られているような場合には、資本効率の観点から販売を中止することは現実的な選択肢である。

#### (4) 出再等によるリスクコントロール

一方、保険種目単位の資本効率を高めるために、出再を巧みに活用し、リスクキャピタルを減らす方法が考えられる。しかしながら、保険種目単位の資本効率化策が必ずしも会社全体の資本効率につながらない点に留意する必要がある。

例えば、盗難リスクだけで見れば、数少ない大口契約を出再することによって、リスクを相当小さくすることが可能である。この場合、出再保険料の水準にもよるが、出再によって盗難リスクの資本効率は向上する可能性は高い。

しかしながら、盗難リスクは一般に自然災害リスクよりはるかに小さく、盗難リスクの出再が、会社全体のリスクに対する影響はほとんどないと考えられ、出再によって期待利益が減少

する分、会社全体の資本効率は悪化することとなる。

#### (5) 長期契約の引受について

長期契約においては、予定利率の設定はもとより、それ以外の基礎率についても将来の変動可能性を踏まえた慎重な算出が要求される。

特に、医療保険のような超長期の保険にあつては、新種の病原菌の出現や、医療技術の進歩（→医療費高騰）などの攪乱要因を十分に勘案する必要がある。

長期契約の引受にあつては、将来の金利シナリオ・損害シナリオに応じたNet Asset Value（将来収入原価－将来支出原価）の変化を見極めつつ、自社の体力との兼ね合いから、保険期間の上限設定や、場合によっては引受総量をコントロールすることも視野に入れる必要がある。

#### (6) 必要とされる商品・引受戦略

このように、保険種目ポートフォリオの最適化は容易ではないが、資本効率を高めるための現実的な方法としては、以下のものが考えられる。

- ・リスクマージンを織り込むなど、料率をリスク特性に見合った水準に設定する。ただし、他社比高い料率は、営業政策上不利に働くため、商品の差別化を図ることによって、価格競争の影響を少しでも回避するなどの工夫が必要である。
- ・また、長期契約においては基礎率の設定は勿論のこと、保険期間の設定や、引受総量に留意しつつ販売方針を立てること。
- ・ある保険種目からの撤退は困難であっても、企業単位に過去のリザルト、防災管理状況等を見ながら、適正な引受条件（引受謝絶を含む）を提示すること
- ・保険種目・商品単位のみならず、販売チャンネル別・地域別等の資本効率を把握し、人的・物的リソースを効率性の高いチャンネル・地域に厚く配分する。例えば、リザルトの良いA地域は5%の増収を目指す、悪いB地域は横ばいしないし微減で可とするといった、メリハリの利いた資源配分政策を取る。
- ・国内リスクと無相関な海外リスクを引き受けることによって全体の資本効率が向上する可能性がある。海外物件の引受に関してリスクをコントロールしつつ、安定した収益を確保するためには高度なアンダーライティングノウハウが要求されるが、最近では科学的手法を取り入れたリスクポートフォリオの構築が可能になりつつある。ただし、モデルリスクや、地球温暖化等による世界的な自然災害増加傾向などの攪乱要因は残る。

#### 6. まとめ

冒頭にも述べたが、どの事業分野から、どの程度のリスクを取り、また、どの程度のリターンを狙うのかは、まさに会社経営そのものである。このことは、商品・引受政策において、保険種目、チャンネル、地域といったセグメント別に適正かつ効率的な資源配分を行うことに他ならない。

しかしながら、損害保険会社にとって、『リスク対比の効率性』を意識した経営は緒についたばかりであり、効率性の検証方法についても、普遍的な手法が確立されていないのが現状である。この分野におけるアクチュアリー役割は今後ますます高まるものと予想される。

以上のような議論を踏まえたうえで、各自自由に所見を述べられたい。